

1	
2	第1 設問1
3	
4	1 Xは、DNA型記録取扱法(以下「法」)5条1項の規定が、自己の意思に反してDNA型
5	情報を保管されない自由(13条後段)を侵害し、法令違憲であると主張する。
6	
7	2 まず、13条前段が個人の自律権を尊重するとしており、13条後段はこの自律権の主
8	観的権利化を図ったものであるから、「幸福追求」権とは、個人の人格的生存に不可欠な価
9	値を有するものを保障している。そして、DNA型情報などの個人識別情報は、秘匿性の高い
10	情報であるから、これを自己の意思に反して他者に知られないことは人格的生存に不可欠と
11	いえるプライバシー権として、「幸福追求」権の一つとして13条後段により保障される。
12	
13	3 そして、法5条1項は、犯罪鑑識官が個人のDNA型情報を知ってこれを保管できるとし
14	ており、Xの意思に反してこれがなされていることから上記自由の制約が存在する。
15	
16	4 次に、DNA型情報は、個人識別情報の中でも、微量の資料からでも高い個人識別能
17	力があり、他人とその情報がほとんど一致することのない個人特有の情報であることから、こ
18	れを知られると個人を特定され、生活の平穩を大きく害するおそれがあるため、秘匿性が非
19	常に高く、上記自由は重要な権利である。
20	
21	また、犯罪鑑識官にこの情報の管理をさせる場合、常に漏えいのおそれがあり、情報は一
22	度流出すると回収することは困難であることから、個人の生活の平穩を大きく害するおそれが
23	ある。したがって、制約も強い。
24	
25	5 以上のことから、重要な権利が強く制約されているため、当該法の規定の違憲審査は
26	厳格にすべきであり、目的がやむにやまれぬ利益であり、かつ、手段が目的にとって必要不
27	可欠である場合でない限り違憲となる。
28	
29	6 まず、法5条1項の保管の目的は、1条により、DNA型情報を用いて犯人を特定し、検
30	挙率を向上させて事件の早期解決を図り、特に性犯罪分野での犯罪を抑止する点にある。

1.	この目的については、特に性犯罪は身体的障害だけでなく、回復困難な精神的損害も生じ
2.	る重大な事件であるため、これを早期解決し、そして抑止することはやむにやまれぬ利益であ
3.	る。
4.	7 しかし、現場に遺留したDNAを収集したとしても、それが将来において犯罪を犯す者の
5.	DNAかは明らかでなく、これを保管したとしても上記目的との因果性がない。
6.	そして、情報は常に漏えいのおそれがあり、前科者などのレッテルが世間に流布し社会生
7.	活を困難にする危険もある。加えて、DNA型情報は近親者であると類似することから、近親
8.	者にも冤罪などの危険が生じる危険もある。以上のことから手段の相当性も欠く。
9.	また、通常の捜査では検挙が困難な重大犯罪のためであれば、対象となる犯罪を限定し
10.	たり、保管期間を限定したりするなどの代替手段もあり、法は過剰な手段となっている。
11.	8 よって、当該手段は必要不可欠ではなく、法5条1項は違憲である。
12.	第2 設問2
13.	1 第1に、国は、本件のDNA型情報を管理するのは犯罪鑑識官に限られ、みだりに私生
14.	活を公開するものではないため、上記自由はプライバシーとして13条後段の保障はないと反
15.	論する。
16.	(1) たしかに、伝統的なプライバシーはみだりに私生活を公開されない権利と解されてき
17.	たが、高度情報化社会となった現代の日本においては、情報の流通性が高いことから、個人
18.	の意思に基づいてそれらの情報が流通するという権利も人格的な生存を図る上で必要不可
19.	欠となる。
20.	(2) したがって、個人の意思に反して自己の情報を他者に保管されない自由も、現代的
21.	なプライバシー権として13条後段により保障されるため、Xの上記自由も保障される。
22.	2 第2に、国は、DNA型情報は個人識別情報にすぎず、人格的価値が希薄だから保障さ

1	れないと反論する。
2	(1) たしかに、身体的特性や精神的特性を含まないDNA型情報は個人の人格に直接
3	関わる情報ではないとも思える。
4	(2) しかし、個人識別情報であっても、その利用方法によっては個人の様々な情報を把
5	握するための索引性を有し、私生活の平穩を害する危険がある。特にDNA型情報は、ほと
6	んどの人が固有に有し、他者と一致することがないから、その個人識別能力は非常に高く、
7	索引性も優れている。
8	したがって、DNA型情報も個人の人格的生存に不可欠として13条後段により保障され
9	る。
10	3 第3に、国は、DNA型情報の保管利用は捜査機関に限られており、懲役処分(法12
11	条)などにより漏えいの危険がないため、実際に個人の人格的生存に対する制約はないと反
12	論する。
13	(1) まず、どのようなセキュリティとなっても高度情報化社会の現代において情報が
14	漏えいしないということはありません。そして、漏えいしなくとも、DNA型情報は犯罪の検挙に
15	用いられることから、それを保管された者は常に自身が言われなく逮捕される可能性におび
16	え、監視の目にさらされなければならない。したがって、当該保管により個人の人格的生存を
17	阻害しており、制約は存在する。
18	(2) もっとも、当該情報は犯罪鑑識官など限られた者のみが保管利用するものであり、
19	その保管する者も、漏えいをすれば免職処分(法12条1号)や懲役刑(法13条3項)といった
20	重い制裁がある。そして、当該情報の管理については、DNA型情報管理委員会(法10条)
21	が設置され、第三者により違法がないか監視されている。そのため、これまでに漏えいしたこ
22	ともない。したがって、実際にDNA型情報が悪用されて対象者の生活の平穩を害される危険

2日間11時間10分にどう挑む！？ 合格に絶対必要な法律論文の書き方

【予備試験合格者答案】

1.	は大きくない。
2.	
3.	4 以上のことから、重要な権利であるが、制約は強くないため、やや緩やかな違憲審査と
4.	すべきであり、目的が重要であり、手段が目的との間で実質的関連性を有する場合に限り合
5.	憲である。
6.	5 まず、当該法の目的は、重大犯罪の早期解決によってさらに被害が拡大することも防ぐ
7.	ことができ、重要な目的といえる。
8.	6 第4に、国は、刑期を終了しても再犯のおそれがあり、DNA型情報の利用の必要性が
9.	高いことから合憲であると反論する。
10.	(1) たしかに、保管の対象となる犯罪にも限定はないことから、過剰に個人情報保管
11.	利用されるおそれがあり、保管された者の生活の平穩を害する。また、刑期を終了した者のD
12.	NA型情報も保管され続けるところ、これにより常に警察から監視されているとの心理的圧迫
13.	となり、社会生活への復帰をする期待を害する危険も生じる。
14.	(2) しかし、日本においては、性犯罪に関わらず再犯率が高いため、過去に収集された
15.	DNA型情報の中に犯人がいる可能性も高いから、事件の早期解決のためにこれを用いる必
16.	要性は高い。そして、近親者についてもDNAが一致するわけではないから、DNA型情報を慎
17.	重に考慮すれば近親者が巻き込まれたり冤罪の危険を負うこともない。また、当該情報の管
18.	理は上述のように慎重に管理されており、捜査目的以外に利用されるおそれも小さいから、
19.	刑期を終了した者であってもその社会復帰が阻害されるなどの危険もない。したがって、手段
20.	として必要性・相当性を有する。
21.	(3) よって、当該手段は実質的関連性を有し、法5条1項は合憲である。
22.	
	以上